

埼玉労働局登録教習機関
 埼玉機関登録第217号
 (一社)熊谷地区労働基準協会
 (免税事業者)

有機溶剤作業主任者技能講習 開催の案内

労働安全衛生法第14条施行令第6条の規定により屋内作業場、タンク内等において一定の有機溶剤(有機溶剤以外の物と有機溶剤との混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む)を用いて作業を行う場合には、有機溶剤物質による有害性を抑止するため労働衛生や作業方法に関する知識を有する作業主任者を選任しなければならないこととなっております。当協会は埼玉労働局の登録教習機関として、作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により実施しますので、受講の案内を申し上げます

記

- 1 日 時 10月24日(木) 学科 9時25分~17時 (受付開始9時10分)
10月25日(金) 学科 9時25分~19時 **講習修了後に試験を実施**
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1410番地1
TEL:048-524-5007 (秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分)
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **100名 募集締切り10月11日(金)(最少催行数20名)(定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 ①有機溶剤による健康障害及び予防措置 ②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 6 修了証 全科目を受講して所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
※欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は、未修了となります。
- 7 講習費用 **15,180円**【内訳:受講料12,000円消費税1,200円、テキスト代1,800円消費税180円】
※支払いは振込でお願い致します。 **※納入いただいた講習費用はお返し致しません。**
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ **熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
申込受付完了後、申込書原本を2週間以内に熊谷地区労働基準協会宛に発送して下さい。
※請求書の発行希望の方と FAX が無い方は、申込書原本に返信用封筒(長3定形サイズに宛先記入84円切手貼付)を同封してお送り下さい。
※「受講票」は担当者宛に FAX か返信用封筒で送ります。当日受付に提示して下さい。
※申込書原本発送後、15日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は9時~16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は9月11日~10月11日(金)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。
(5)駐車場完備92台と隣接の赤城神社共用駐車場200台も常時利用可(徒歩3分)
指定駐車場以外は駐車違反になります。必ず確認のうえ駐車して下さい。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。